別記

日本開発銀行、北海道東北開発公庫
身体障害者対応建築物整備促進事業融資推薦申請書類

(1)　融資推薦申請書　　(様式1)
(2)　事業計画書　　(様式2)
(3)　図面
　①　附近見取図(1枚)
　②　配置図(1枚)(ただし、附近見取図と兼ねることができる。)
　③　平面図(必要な枚数。身体障害者の利用に配慮した箇所を明示すること。)
　④　断面図(主要な断面1枚)
(4)　融資対象事業費の積算根拠(簡便なもの)

(様式1)

年　　月　　日

融　資　推　薦　申　請　書

建設省住宅局長　　あて

事業者住所

事業者氏名(法人名)

別添の事業計画書記載の事業につきまして、(日本開発銀行／北海道東北開発公庫)　身体障害者対応建築物整備促進事業融資制度に係る貴省の融資推薦を受けたく、関係資料を添えて申請いたします。

(様式2)　事業計画書

<table>
<tr><td rowspan="13">1　事業概要</td><td>①　建築物の名称</td></tr>
<tr><td>②　事業者(建築主)の住所、氏名(法人名)、連絡先
住　所</td></tr>
<tr><td>氏名(法人名)　　電話番号</td></tr>
<tr><td>③　建築物の規模</td></tr>
<tr><td>建築面積　　㎡　建ぺい率　　%</td></tr>
<tr><td>延べ面積　　㎡　容積率　　%</td></tr>
<tr><td>敷地面積　　㎡　高さ　　m　階数　　階</td></tr>
<tr><td>④　建築物の構造</td></tr>
<tr><td>⑤　建築物の用途</td></tr>
<tr><td>⑥　敷地の所在地</td></tr>
<tr><td>⑦　工　　期　昭和　年　月～昭和　年　月</td></tr>
<tr><td>⑧　建築確認　昭和　年　月　日　第　　号</td></tr>
<tr><td>⑨　総事業費</td></tr>
<tr><td>うち　融資対象事業費</td></tr>
<tr><td>2　融資期待額</td><td>昭和　　年度　　百万円
昭和　　年度　　百万円
昭和　　年度　　百万円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">3　建築計画上身体障害者の利用に配慮した点</td><td>①　アプローチについて</td></tr>
<tr><td>②　建築物内の移動について</td></tr>
<tr><td>③　衛生設備について</td></tr>
<tr><td>④　案内・誘導について</td></tr>
<tr><td>⑤　避難について</td></tr>
<tr><td>⑥　その他特記すべき事項</td></tr>
</table>

(参考)事業の流れ

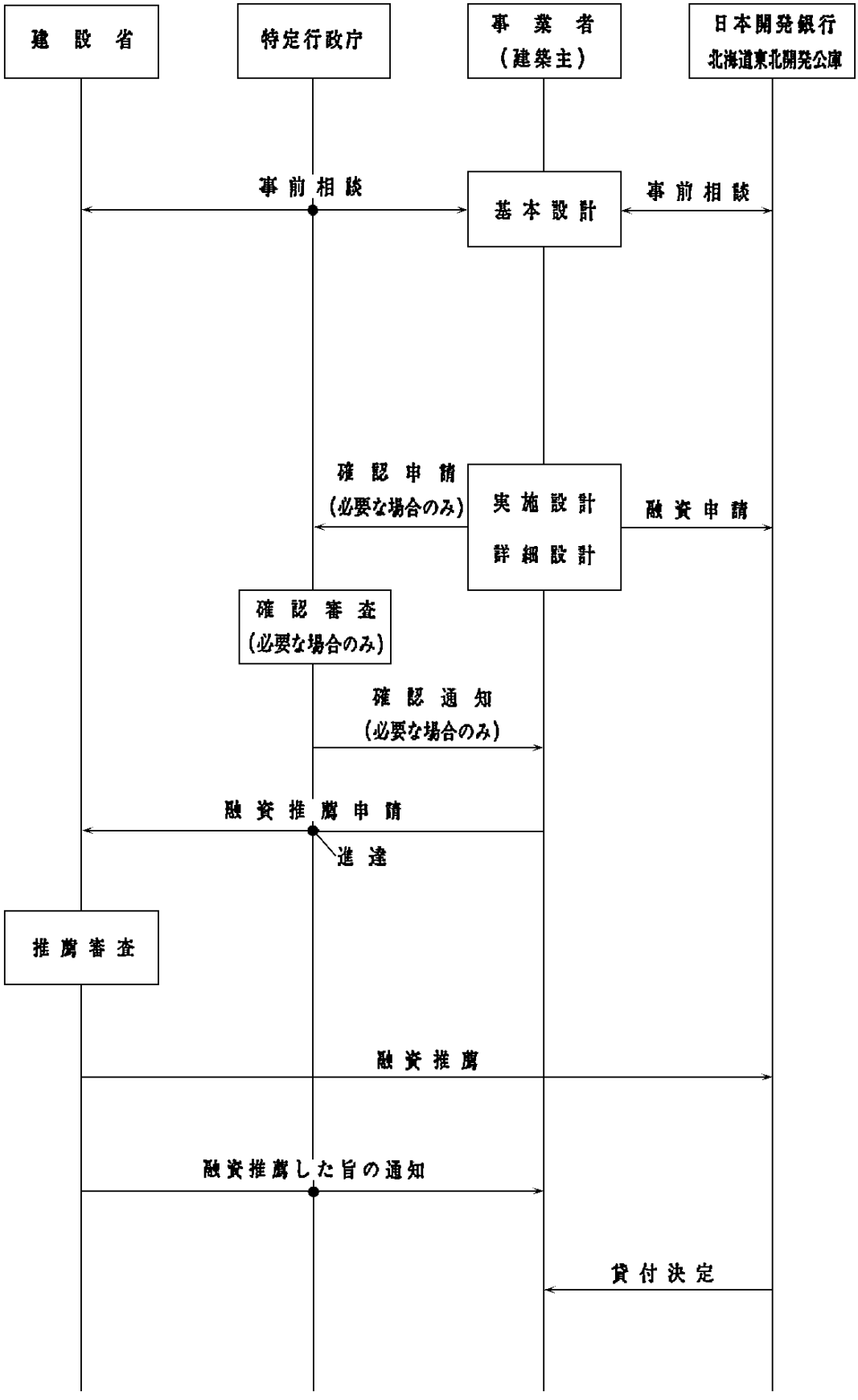
建　設　省
特定行政庁
事　業　者
（建築主）
日本開発銀行
北海道東北開発公庫
事前相談
基本設計
事前相談
確認申請
（必要な場合のみ）
実施設計
詳細設計
融資申請
確認審査
（必要な場合のみ）
確認通知
（必要な場合のみ）
融資推薦申請
進達
推薦審査
融資推薦
融資推薦した旨の通知
貸付決定

参考資料

身体障害者の利用を配慮した建築設計標準の概要

建築設計標準の策定に当たつては、建設省より(社)日本建築士会連合会にこれを委託し、同連合会では、吉武泰水氏(九州芸術工科大学学長・東京大学名誉教授)を委員長とする委員会を設け、基本方針の検討を行い、これを受けて専門委員会(主査　吉田あこ氏)及びワーキンググループにおいて作業を進め、報告書が作成された。

本委員会及び専門委員会等の名簿は、以下の通りである。

身体障害者のための建築設計標準検討委員会委員――――――――――――――

≫本委員会≪(順不同)

	(氏　名)	(勤務先・役職名)
委員長	吉武泰水	九州芸術工科大学学長 東京大学名誉教授
委　員	太田和夫	(社)日本建築士会連合会会長
〃	芦原義信	(社)日本建築家協会会長
〃	清田文永	(社)東京建築士事務所協会会長 ((社)日本建築士会連合会元ハンディキャップト特別委員会委員長)
〃	吉田あこ	(株)内藤建築事務所所長付 ((社)日本建築学会ハンディキャップト小委員会主査)
〃	木塚泰弘	国立特殊教育研究所視覚、盲教育研究室長
〃	小池文英	心身障害児総合医療療育センター長 国際障害者年日本推進協議会事務局長
〃	東　貞三	(財)建築業協会専務理事
〃	大西　宏	日本百貨店協会((株)高島屋東京店総務部部長)
〃	大原　進	日本ホテル協会((株)ホテルニューオータニ常務取締役)
〃	川崎正義	全国銀行協会連合会((株)第一勧業銀行管財部部長)
〃	斎藤喜一	全国興行環境衛生同業組合連合会事務局長
〃	萩原　静	東京都都市計画局建築指導部長

〃　　林　　昭　京都市住宅局技術長
〃　　田中　　侃　神戸市住宅局建築部長
協力委員　立石　　真　建設大臣官房政策課政策企画官
〃　　室橋正太郎　建設大臣官房官庁営繕部建築課長
〃　　上 田 康 二　前建設省住宅局建築指導課長

特別委員　S・ゴール　英国環境庁身障者向住宅供給部門顧問
　　ドスミス

≫専門委員会及びワーキンググループ≪(順不同)

(氏　名)　　(勤務先・役職名)

主　　査＊吉 田 あ こ　(前出)
委　　員＊中　祐一郎　三重大学工学部建築学科教授
〃　　＊佐藤　　平　日本大学工学部建築学科教授
〃　　＊野村　　歓　日本大学理工学部建築学科助教授
〃　　木 塚 泰 弘　(前出)
〃　　近 藤 秀 夫　町田市福祉事務所社会福祉主事
〃　　尾 山 賢 一　(株)玲設計事務所代表取締役所長
〃　　＊梶 原 正 樹　(株)梓設計設計室医療企画部主任
〃　　＊武田　　晋　大成建設(株)建築本部設計部技術室主席技師
〃　　＊浜 田 信 義　(株)日建設計代表付兼技術主査
〃　　＊矢 代 知 弘　清水建設(株)設計第五部設計課長
〃　　石 川 理 一　(社)日本エレベーター協会専務理事
〃　　清澤　　洋　日本衛生陶器工業組合
　　(東陶機器(株)東京本部商品管理部部長)
〃　　菅　　雄一　全国自動ドア協会
　　(日本エヤーブレーキ(株)建築事業部技術部長)
〃　　福 田 昌 之　京都市住宅局建築環境課長
〃　　安 野 一 郎　神戸市住宅局営繕部営繕課長
〃　　光 藤 俊 夫　(株)竹中工務店東京本店設計部部長
協力委員　米田　　修　建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課建設専門官
〃　　梅野捷一郎　建設省住宅局建築指導課建築物防災対策室長
〃　　清 水 友 三　元建設大臣官房政策課課長補佐
〃　　菊 田 利 春　建設大臣官房政策課課長補佐
〃　　秋元　　徹　建設省住宅局建築指導課課長補佐

〃　　大 橋 雄 二　建設省住宅局建築指導課係長

〃　　我 妻 和 夫　建設省住宅局建築指導課係長

――――――＊印はワーキンググループ――――――――――――――――――

身体障害者の利用を配慮した建築設計

監修　建設省住宅局建築指導課

発行　社団法人日本建築士会連合会

建築物における障害者の利用の配慮をする際に重要な前提となるのは、「障害」というものをどのようにとらえるかということである。

障害についての考え方を明確に確立し、これについての共通認識を持つことが極めて重要である。

従来、障害に対する一般社会の認識は必ずしも正しい理解にもとづいたものばかりとはいえず、障害者には通常、市民が享受している諸権利、諸サービスを十分には保障されえない状況も見受けられた。しかし、今日、障害者観は、最近における福祉思想やリハビリテーション理念の発展等により大きく変わつてきている。

すなわち、障害者も社会の成員たる市民であることが認識されそれに伴う諸権利も当然に有することが理解されるばかりでなく、障害者の社会参加を得ることが公共の利益の増進に寄与するという認識が定着しつつある。

「障害」についても、単に障害者の個人の問題としてとらえるのではなく、個人とその環境との関係において生じている社会的問題であると考えられるようになつた。つまり、個人の特質である「機能障害(impairment)」とそれによつて引き起こされる「能力障害(disability)」そして能力障害の社会的結果である「社会的不利(handicap)」には区別があるという認識が広まつてきたのである。

建築物における障害者の利用の配慮とは、建築物におけるこの「社会的不利(handicap)」を取り除くことにある。

つまり、障害者が社会の成員たる市民として社会のあらゆる部門へ参加するための受け入れ体制を整えることであり、少なくとも建築物がその阻害要因とならないようにすることである。建築物における障害者の利用の配慮をするに当たつては、以上のような基本的考え方にもとづくべきである。

建築物から見た障害の種類と分類

建築物における「社会的不利(handicap)」を理解するには、障害の種類を建築的障壁と対応させて理解することが必要となる。下表は、障害の種類を建築的障壁と対応させて分類し、対応する建築的配慮を示したものである。

障害の分類			建築的配慮	障害の特性等
情報障害	感覚器官の障害による情報障害	視覚情報障害	誘導床材、誘導手すり、警告床材、警告発信、誘導ベル等の使用。掲示、押ボタン等に点字テープ等の付加。誘導通路の障害物の除去、とりわけ上部突出物を避ける。弱視者のために危険物の色彩対比を考え、ガラス面の位置を明確に	一般的には情報源は聴覚、触覚、嗅覚等による
		聴覚情報障害	絵、文字等によるわかりやすい案内、応答は相手の顔が見えるよう窓を工夫。補聴器の効果を考えた防音性の仕上げの使用。警告には音及び点滅光や低周波震動の併設	情報源は主として視覚による
		触覚情報障害	やけどの原因になる熱源や配管は避け、使用する場合は露出部を被覆。温水別の蛇口の色分け	形、大きさ等は視覚によつて補えるが、温冷感等の情報がはつきりしない
		音声・言語機能情報障害	マイク応答をしないですむように文字による表示、書き込み用紙の準備等標識、情報網に配慮	情報を言語等により伝えることができない障害
	学習または精神的障害による情報障害	未学習による	標識、情報伝達等絵入りの工夫	記号そのものが未学習により理解できない
		学習遅滞による	同上のものを見やすくわかりやすい位置に、数多くつける	知能のおくれにより、情報の理解ができない
		精神的障害による	閉鎖的な空間を避け、公的な場では人の流れを図る	精神的障害により、情報が正しく理解できない
移		車いす＋介助	車いすから便器、ベッド等への移乗時の介助者の動作空間の配慮	移動にさいし、常に介助を必要とする
		電動車いす	段差の解消、スロープの勾配、回転スペースの配慮	電動車いすであれば単独で移動可能
		手動車いす	段差の解消、緩勾配スロープ、回転スペースの配慮	車いすで自分で移動できる

動障害	下肢障害による移動障害	歩行補助車	階段、スロープ勾配の配慮	車いす以外の歩行補助車があれば移動可能
		松葉杖	通路幅、階段の踏面・奥行・幅。扉開閉、内法寸法、杖を手放して操作する電話、スイッチ等に体幹保持の配慮	杖があれば移動可能
		義足	床上の突出をなくす等、つまずかぬよう配慮	義足によつて歩行が可能
		その他	すべりにくい床材の使用。階段、スロープからの落下防止。転倒時の危険防止	特に機械類の使用はしないが歩行に困難をきたす
	視覚障害による移動障害	介助	地上突出物を避け、動線を明快に、注意喚起の設置	移動にさいし、常に介助を必要とする
		盲導犬	通路幅、誘導時、待機時の動作空間の配慮	現在では主として外の移動時に利用されている
		白杖ほか	白杖に反応しやすい誘導床布の工夫、音が聞きわけやすい内部仕上げ、触知表示	屋内でも白杖を利用する場合がある
		弱視者など	表示・扉の反射を避け、動く物、安全な物、標識の色彩対比を明確に	特に杖を使用しない場合もある
動作巧緻障害	上肢障害による巧緻障害	介助	介助者の動作空間の配慮	寝たきりによる介助から部分介助まである
		義手	腕の届く範囲、性能に合わせた配慮	単に手の型をしたもの、ものがつかめる程度のもの等種類があり、電動のものもある
		道具・器具の工夫	机面、高さ、設定位置等の配慮	例えばテーブルの型や大きさを変えたり、日常的道具の型を配慮したりする必要がある
		その他	プッシュボタン、把手等に扱いやすい工夫	まひ等により動作がうまくできない
	感覚器官障害による巧緻障害	介助	介助動作への配慮	常に介助の必要なものから部分的介助まである
		道具・器具の工夫	温熱感については自動コントロール装置等の利用。残存感覚、別感覚の利用の配慮	感覚器官の欠陥を道具や器具によつて補う

	学習または精神的障害による巧緻障害	介助	介助法、介助動作の配慮	常に介助の必要なものから部分的介助まである
		道具・器具の工夫	道具の使い方と空間、家具・設備との噛み合いの配慮	道具・器具に改良を加え一人で動作ができる

建築設計における身体障害者の利用の配慮の基本的事項

●利用のされ方の把握

建築物の利用のされ方を大別すると、利用者がその施設を訪れて何らかの利便、サービスを受ける側になる場合と、自らその施設において就労し、利便、サービスを提供する側になる場合とがある。

身体障害者の利用を配慮するに当たつては、一般には前者のケースになる場合が多いが、身体障害者の就労の機会の増加に伴ない、後者のケースになる場合も増えてくると考えられる。特に大規模な建築物の計画の際には、後者のケースも与条件として考慮すべきである。

●利用時間の長短の把握

建築物を利用する時間の長さは、建築物の用途等に応じて、日常の簡単な買物のため数分間店舗に立ち寄るという場合から、一日以上の長期間の宿泊滞在に至るまでさまざまである。

建築物に必要な施設、設備の内容も、その利用時間の長短によつて変化する。一般的には利用時間が長いほど利用者のための施設、設備は多くのものが必要とされる。たとえば、ある程度の時間身体障害者が建築物を利用することになるのであれば、そのための便所が必要になるという具合である。

●介助、サービスの状況の把握

建築上の障害があつても、一般には介助が受けられるならば、その障害はある程度軽減される。このように介助、サービスの状況によつて建築上の配慮の程度は変化する。したがつて建築計画に当たつては、介助、サービスの状況を把握することが必要となる。ただし、ここで注意すべきことは、計画する際に介助、サービスを過大に期待し、本来欠くことのできない建築上の配慮まで見のがしてしまうことのないようにすることである。

●計画上の要点

・利用しやすい動線計画、配置計画

利用しやすい動線計画というのは、建築計画上の基本的事項の一つである。身体障害者の利用の配慮に当たつてもこれは同じである。具体的には次のようなことである。

ⅰ)建築物の入口まで容易に到達できる。

ⅱ)建築物に容易に出入りできる。

ⅲ)建築物内の必要な場所に容易に移動できる。

・段差およびネック(通路等の狭小な幅員)の解消

上記のⅰ)～ⅲ)を実現するためには、技術的には、段差およびネックの解消が基本となる。車いすを使用する場合でも床に段差があることと、扉、通路等の幅が小さいことは、最も大きな障害となる。これらを解消することだけでも、かなりの建築上の障害はとり除かれる。

建築物用途別の配慮事項チエックリスト

建築物における障害者の利用の配慮に当つては、一般的な配慮事項に加えて用途等のそれぞれの建築物の特性を考慮する必要がある。下表は公共的性格の強い施設について、用途特性等に係わる配慮事項をまとめたものである。設計に当つて障害者の利用を配慮する場合のチエックリストとして参考にされたい。

施設／配慮事項	医療施設	文化施設	スポーツ施設	商業施設	業務施設	宿泊施設	交通施設
アプローチ	・玄関近くに専用駐車場	・玄関近くに専用駐車場	・駐車場に専用スペース(スポーツ大会等多数必要の場合あり)	・駐車場に専用スペース	・駐車場に専用スペース	・玄関近くに専用駐車場(係員のサービスがあれば一般と兼用でもよい)	・玄関専用駐車場
建物内の移動	・車いす仕様エレベーター(小診療所ではかご寸法の配慮だけでもよい) ・外来、検査、放射線等各部へ車いすで行けること	・車いす仕様エレベーター ・エレベーター操作盤および階表示の視覚障害者への配慮 ・ステージへのアクセス(オーディトリウム)	・車いす仕様エレベーター	・車いす使用者の乗れる寸法のエレベーター(セルフサービス主体の店舗では車いす仕様エレベーター)	・車いす使用者が乗れる寸法のエレベーター	・車いす仕様エレベーター(係員のサービスがある場合は、かご寸法に配慮してあればよい)	・車いす使用者が乗れる寸法のエレベーター

衛生	・車いすで使える浴室あるいはシャワー、洗面所(病棟) ・身障者便所	・身障者便所	・車いす使用者用シャワー ・身障者便所	・身障者便所(大規模店舗の場合)	・身障者便所(大規模施設の場合)	・パブリックスペースに身障者便所	・出発客(乗車客)、到着客(降車客)の使える身障者便所

設備	(小診療所では便所に手すりを設ける程度でもよい)						
案内・誘導	・視覚障害者のアプローチの誘導、案内図の配慮 ・受付窓口での呼び出し設備(聴覚障害者) ・階段下り口等危険カ所の警告	・視覚障害者のアプローチの誘導、案内図の配慮 ・玄関、主用途室便所等に係員呼び出し設備					・主要な経路の誘導(大規模駅) ・階段下り口、プラットホーム縁端の警告
避難	・バルコニーあるいはバルコニーつき階段(病棟)	・音声等による避難誘導設備 ・車いす用客席は避難しやすい位置に(オーディトリウム)		・バルコニー(高層店舗)		・避難用バルコニー、バルコニー付階段 ・客室内緊急連絡装置(点滅ランプ等)	
用途上の特殊		・視覚障害者用朗読室、録音室(図書館) ・車いすで使える書架間隔と高さ(図書館) ・車いす用客席ループアンテナ、マイクロホンジャックつき客席(オーディトリウ	・車いす使用者用更衣台 ・プール出入用のスロープあるいは階段 ・車いす用観客席 ・機能訓練室	・車いす使用者にも見やすいショーケース ・キャッシュレジスターのうち、1カ所は車いす向きに	・車いす使用者の通路を考慮した事務机間隔	・車いすで使えるバスルーム(可動の移乗補助台等を使うものでもよい)のある客室	・車いすで通れる改札口等のゲート ・自動券売機の点字表示等(視覚障害者用)

事項		ム) ・車いすでも見やすい展示(博物館等)					
その他	・公衆電話、水飲み器(待合ロビー) ・カウンター(薬局、会計)	・公衆電話、水飲み器	・公衆電話、水飲み器		・カウンター(銀行等)	・カウンター	・公衆電話
備考				・個人商店等小規模のものは除く	・小規模事務所は除く		

車いすに関する基本寸法

車いすの基本寸法

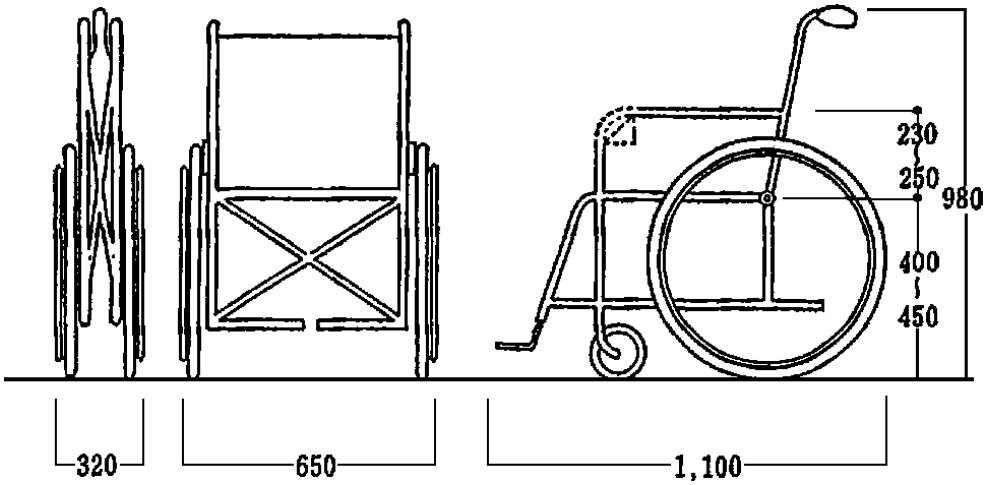

車いす動作空間(方向転換および回転に必要な最小寸法)

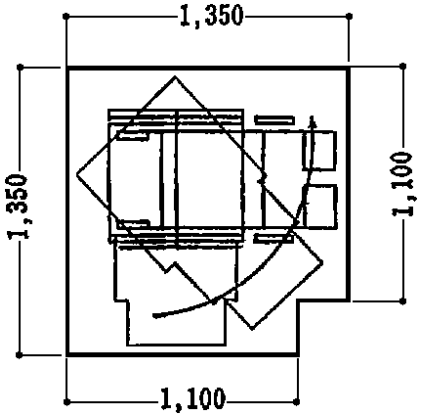

90°方向転換の場合

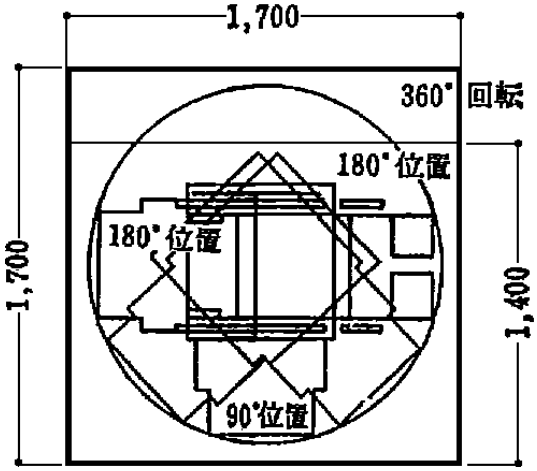

車いす中心に180°、360°回転の場合

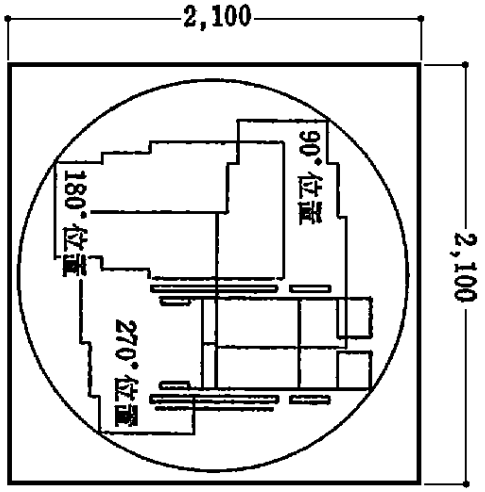

片側の車輪を中心に360°回転の場合

備品と高さの関係(車いすの寸法によつて適切な寸法は変わるので注意が必要)

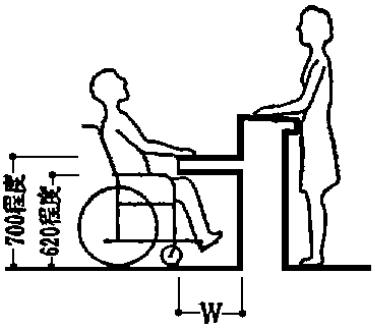

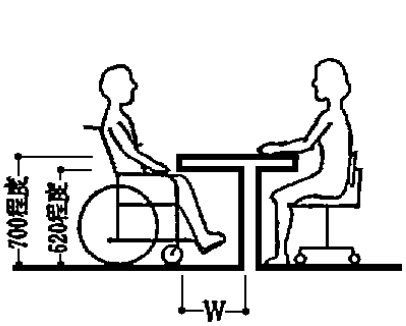

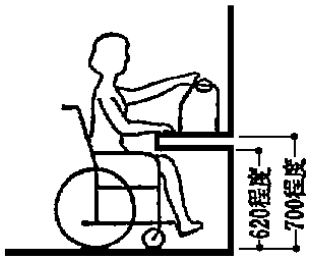

電話台

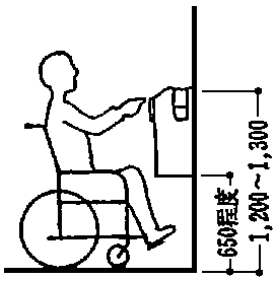

壁付電話器

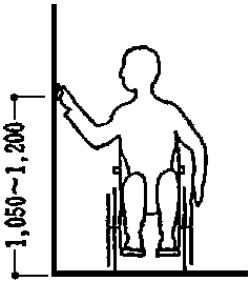

スイッチ等

〔Wは長文の単記作業を必要とする場合450㎜以上が望ましい
簡単な記入程度の場合は、既成カウンターの寸法(約300㎜)でもよい〕

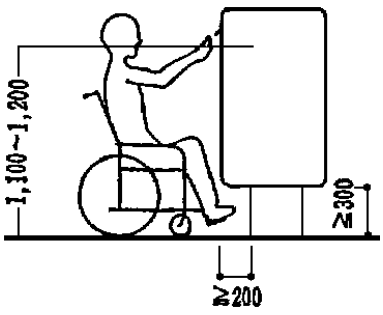

郵便ポスト

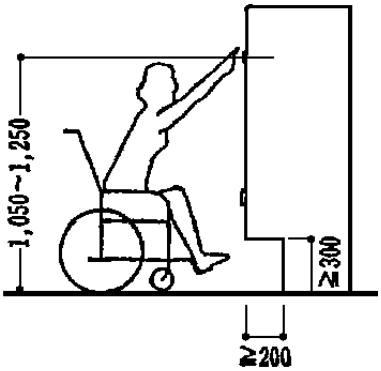

自動販売器

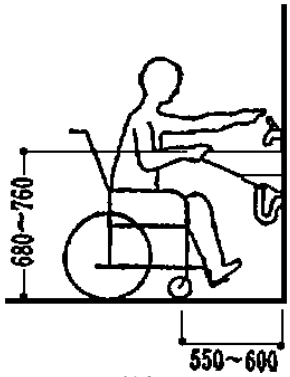

手洗器

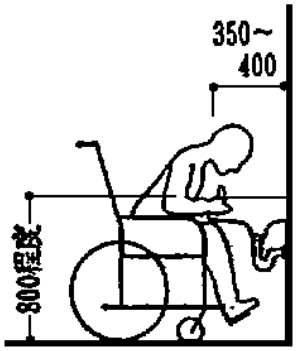

水飲み器

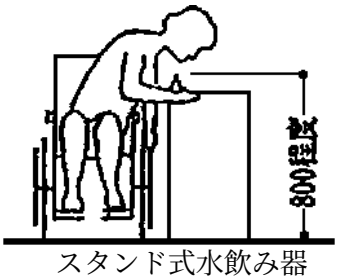

スタンド式水飲み器

階　段

・廊下等からの誘導を考え、視覚障害者用ブロックや手すりは、階段まで途切れないよう連続して設ける。
・らせん階段・まわり階段は避ける。
・手すりは両側に設置し、途中で切らない。
　取り付け高さ　1本の場合　H＝80cm～85cm程度
　　2本の場合　H＝85cm程度
　　H＝65cm程度
　1段目、最終段目から45cm以上延長しておく。

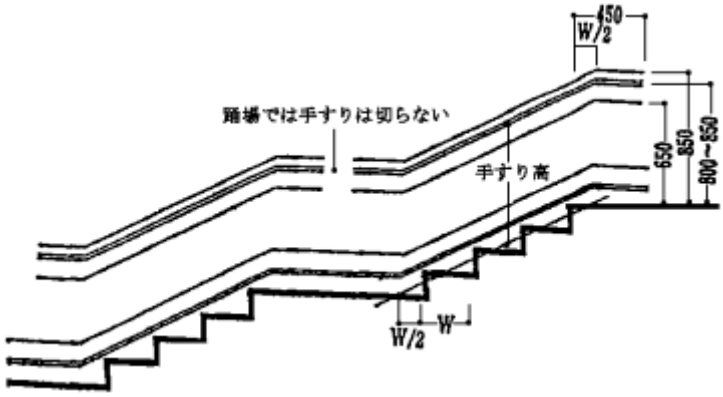

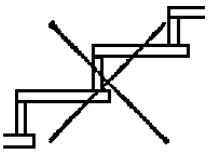

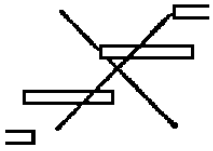

・蹴 上 げ：16cm程度
　踏　　面：30cm程度
　有効幅員：120cm以上
　　杖使用を考えると150cm以上が望ましい。
・蹴上げと踏面は、はつきり区別できるように色調を変えるか、照明を工夫する。
・蹴込板は必ず設け、段鼻の突出はなくす。

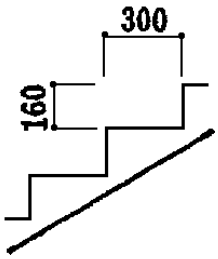

スロープ

・床にレベル差のある場合、移動障害者の利用を配慮してスロープを設ける。
・手すりは、廊下等から連続して設けるのが望ましい。
・有効幅員
　・身障者用最小幅　　：120cm

・車いすと健常者のすれ違いに要する幅：150cm
・車いす同士のすれ違いに要する幅　　：180cm

・手すりは両側に取り付ける。

取り付け高さ

1本の場合　H＝80cm～85cm程度

2本の場合　H＝85cm程度

H＝65cm程度

スロープの始まり、終わりから45cm以上延長しておく。

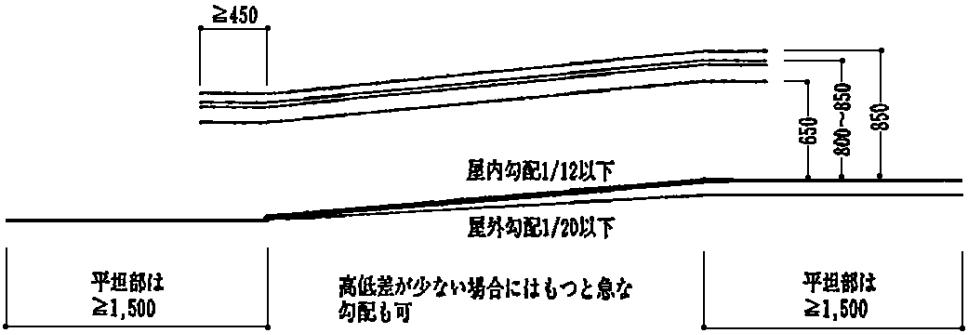

エレベーター

・重度の障害者には、介助者がついての利用を考慮する必要がある。

・エレベーター乗場では、前面に車いすで転回できるスペース(1.7m×1.7m)を確保する。

・かご内法寸法の最低値

・1.4m(W)×1.35m(D)……11人乗

(日本エレベーター協会車いすエレベーター標準寸法)車いすは前進で入り、後進で出る。

必要に応じて車いすで180°回転できる最低寸法。

・出入口有効内法幅

・80cm　車いすで利用できる最低寸法

・90cm　車いすで利用しやすい推奨値

・120cm　2本松葉杖使用者　脳性まひ者の利用しやすい寸法

・操作盤：かご奥左右に専用の正、副操作盤を置く。

・　鏡　：かご正面壁面に、出入口状況確認用の鏡設置。

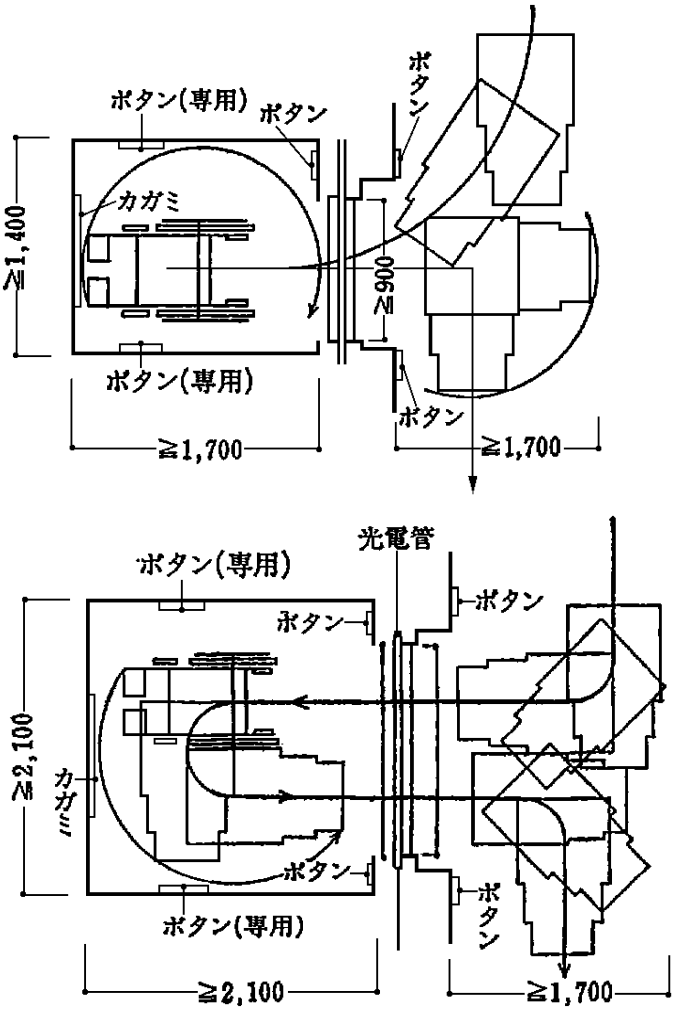

エレベーターかご内での180°回転・車いす中心(上)／片側車輪中心

エスカレーター

・エスカレーターは、老人等の弱者には使いやすいものである。万一の事故を考えれば、身体障害者にはエレベーターの利用が望ましい。

・ステップ：ステップの水平部分は3枚が望ましい。通常段差に達するまで(乗降り口)のステップは、5枚が望ましい。

・移動手すり：乗り口では、ステップ手前120㎝
降り口では、ステップ後方110㎝以上の移動手すりをとる。

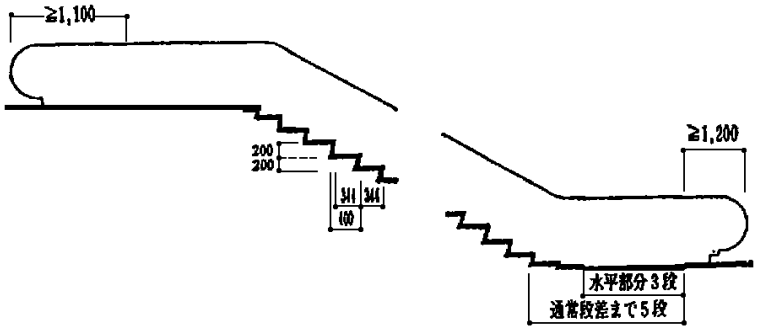

便　所

・便所は廊下・ホール等から直接入れるような位置に設けることが望ましい。
・各所に案内板を設ける。
・出入口部分に身障者用の標示をする等、誘導方法を考えておく必要がある。
・便所は多様な用便動作ができ、車いすで転回できるスペースを確保することが必要である。
・右きき用、左きき用を対にして設置しておくことが望ましい。
・出入口有効幅員：85㎝以上。
・出入口形式：ハンガー形式の引き戸とする。

引き戸形式の自動扉とし、電気施錠とすればなお望ましい。

アコーディオン形式とすることもあるが、使用中に不安感をおぼえさせることが多いので、施錠形式に工夫がいる。

把手は握りやすさを十分考慮する。

錠は容易に施錠できる形式とし、非常時に外から解錠できるようにする。

使用中表示と連動させる。

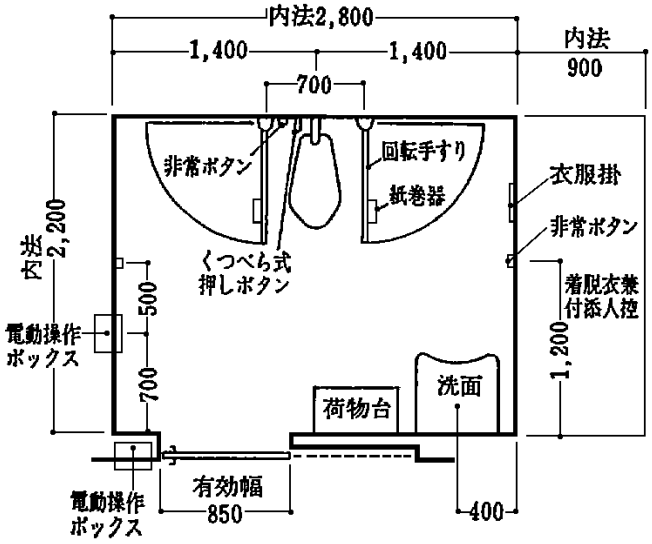

便所の例(1)

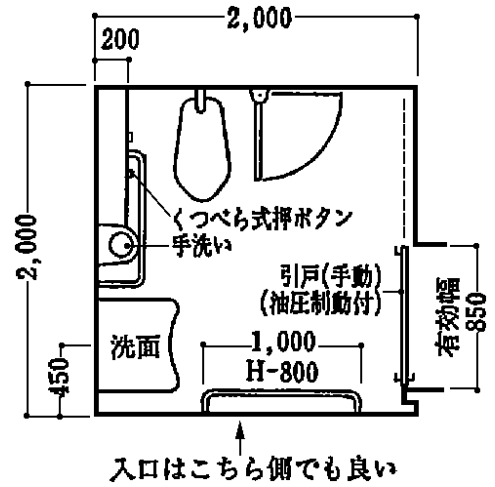

便所の例(2)

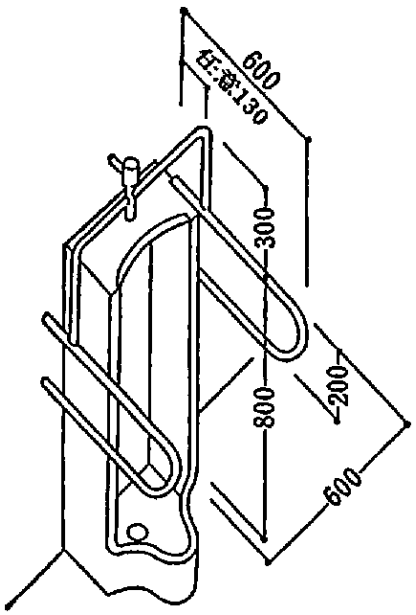

便器手すり例・小便器

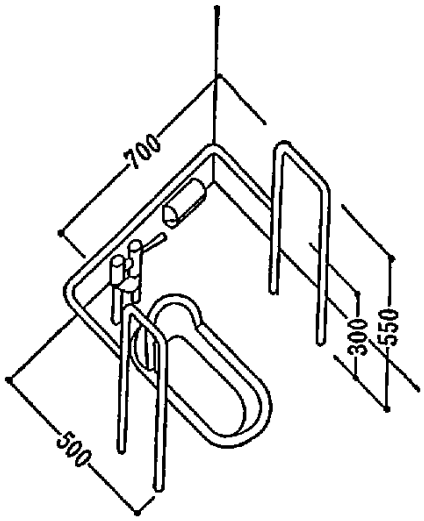

和風大便器

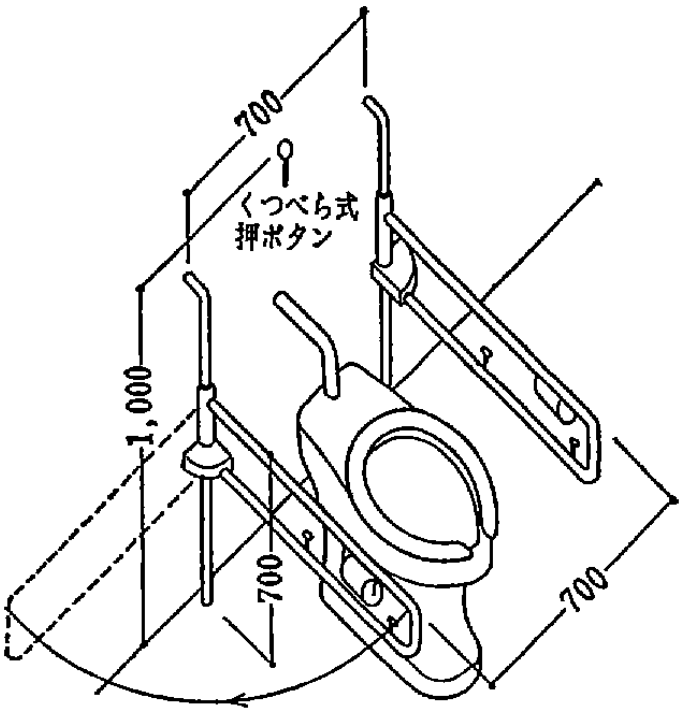

洋風便器

ここで示した寸法は、諸研究、調査等に基づいた身体障害者の利用の配慮に当つての望ましい標準的寸法であり、個々の建築物の計画において建築物の特性、利用のされ方等に対応して別の妥当な寸法を採用することを妨げるものではない。